

福岡県公報

令和元年9月20日
第 40 号

目次

告 示 (第294号 - 第297号)

- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 1
 - 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 2
 - 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 2
 - 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 2
- ### 公 告
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 2
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 3
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 3
 - 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 3
 - 産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧 (廃棄物対策課) 4
 - 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) 5
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
 - 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 5
 - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 6
 - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出

(中小企業振興課) 6

○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出

(中小企業振興課) 7

○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出

(中小企業振興課) 7

○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出

(中小企業振興課) 8

○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出

(中小企業振興課) 8

○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出

(中小企業振興課) 9

○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出

(中小企業振興課) 9

監査委員

○包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の
監査の事務を補助できる期間 (監査委員事務局総務課) 10

海区漁業調整委員会

○じょれん及びふるいの目合の制限 (漁業管理課) 10

雑 報

○福岡前原有料道路に係る料金を徴収する公告を改正する公告 (道路建設課) 10

告 示

福岡県告示第294号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年3月福岡県告示第506号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和元年9月20日

定期発行日 毎週火金曜日
[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 印刷 野久
[作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 福岡県 総務部行政経営企画課 印刷 野久
(電話) 092-643-3028 (電話) 092-262-5726

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
四郎五郎谷	筑紫郡那珂川町埋金（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
後野(b)	筑紫郡那珂川町後野（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第295号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年3月福岡県告示第507号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和元年9月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
四郎五郎谷	筑紫郡那珂川町埋金（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
後野(b)	筑紫郡那珂川町後野（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第296号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定す

る。

令和元年9月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
四郎五郎谷川	那珂川市大字埋金（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
後野(b)	那珂川市大字後野、後野三丁目、大字恵子、道善四丁目及び道善五丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第297号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年9月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
後野(b)	那珂川市大字後野、後野三丁目、大字恵子、道善四丁目及び道善五丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面2は省略し、その図面を那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月20日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン大牟田（本棟）
(2) 所在地 大牟田市東新町一丁目7番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月20日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン大牟田（別棟）
(2) 所在地 大牟田市東新町二丁目28番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月20日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ミスターマックス大牟田ショッピングセンター
(2) 所在地 大牟田市馬渡町1-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月20日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年8月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 （仮称）ニトリ福岡志免店
(2) 所在地 糟屋郡志免町別府北三丁目580番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
株式会社ニトリ	代表取締役 白井 俊之	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社ニトリ	代表取締役 白井 俊之	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和2年4月29日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,718平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
建物敷地南側	77
建物屋上	90
合計	167

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
建物敷地南側	18
建物敷地南西側	5
合計	23

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物敷地西側	84

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物敷地西側	40.32

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ニトリ	午前9時00分	午後9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
2箇所	建物敷地南側及び南東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後10時00分

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

令和元年9月20日

福岡県知事 小 川 洋

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サカヒラ

飯塚市潤野1133番地6

代表取締役 坂平 隆司

2 施設の種類及び処理能力

がれき類、ガラスくず等の破碎施設

がれき類 一日当たり 333 t

ガラスくず等 一日当たり 225 t

3 設置場所

飯塚市潤野字城ノ山1217番1外3筆

4 指定地域

飯塚市潤野の一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境指導課

6 縦覧の期間

令和元年9月20日から同年10月20日まで

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和元年9月20日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営中町地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和元年9月20日から 令和元年10月23日まで	久留米市役所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年9月20日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市米多比字林田1366番2、1366番5から1366番23まで、1367番5、1367番6、1368番4及び1368番5並びに字川江1375番1から1375番8まで、1388番4及び1389番4並びに薬王寺字浦田869番1、869番9から869番32まで、871番4、871番5、872番3から872番5まで及び874番12から874番19まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

宗像市東郷六丁目8番13号

株式会社木村組

代表取締役 木村 順子

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月20日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年9月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオン大木店

(2) 所在地 三潞郡大木町大字大角962 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	変更前	変更後
建物敷地西側	70台	
建物敷地北側		64台
建物西側	30台	
建物南側	10台	59台
建物南側	30台	
建物南側	10台	
建物西側	15台	42台
建物西側	45台	25台
建物東側		20台
合計	210台	210台

(2) 廃棄物等の保管施設の位置

位置	変更前	変更後
建物西側	70.5㎡	61.1㎡
建物東側	85.6㎡	
建物北側		95.5㎡
合計	156.1㎡	156.1㎡

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月20日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
令和元年8月30日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 夜須ショッピングセンター
 - 所在地 朝倉郡筑前町篠隈字近牟田327番1
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (変更前) ダイレックス株式会社
代表取締役 大馬 秀昭
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
 - (変更1) ダイレックス株式会社
代表取締役 貞方 宏司
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更2) ダイレックス株式会社

代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月20日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
令和元年8月30日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ダイレックス三潁店
 - 所在地 久留米市三潁町玉満字佐賀利2372番1
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (変更前) ダイレックス株式会社
代表取締役 大馬 秀昭
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
 - (変更1) ダイレックス株式会社
代表取締役 貞方 宏司
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
 - (変更2) ダイレックス株式会社
代表取締役 多田 高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月20日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年8月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス那珂川店

(2) 所在地 那珂川市片縄六丁目798番6 外4筆

3 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) ダイレックス那珂川店

筑紫郡那珂川町片縄六丁目798番6 外4筆

(変更後) ダイレックス那珂川店

那珂川市片縄六丁目798番6 外4筆

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社

代表取締役 大寫 秀昭

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更1) ダイレックス株式会社

代表取締役 貞方 宏司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更2) ダイレックス株式会社

代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月20日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年8月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ヒマラヤスポーツ&ゴルフくりえいと宗像店・ダイレックスくりえいと宗像店

(2) 所在地 宗像市くりえいと二丁目1番7号

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヒマラヤ

代表取締役 小森 裕作

岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号

(変更1) 株式会社ヒマラヤ

代表取締役 野水 優治

岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号

(変更2) 株式会社ヒマラヤ

代表取締役 後藤 達也

岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社ヒマラヤ 代表取締役 小森 裕作 岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号
ダイレックス株式会社 代表取締役 大寫 秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更1)

株式会社ヒマラヤ 代表取締役 野水 優治 岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更2)

株式会社ヒマラヤ 代表取締役 後藤 達也 岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月20日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年8月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス大牟田店

(2) 所在地 大牟田市大字甘木518番1 外

3 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ダイレックス大牟田甘木店

(変更後) ダイレックス大牟田店

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月20日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年8月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス八女店

(2) 所在地 八女市大字本町字唐人町北裏297 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社
 代表取締役 大寫 秀昭
 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更1) ダイレックス株式会社
 代表取締役 貞方 宏司
 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更2) ダイレックス株式会社
 代表取締役 多田 高志
 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
令和元年8月30日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ダイレックス小郡店
 - (2) 所在地 小郡市小郡中尾694-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社
 代表取締役 大寫 秀昭
 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更1) ダイレックス株式会社
 代表取締役 貞方 宏司
 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更2) ダイレックス株式会社
 代表取締役 多田 高志
 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
令和元年8月30日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 八女稲富ショッピングセンター
 - (2) 所在地 八女市稲富183番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 岐阜県大垣市外瀬二丁目38番地

(変更後)

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 岐阜県大垣市外濑二丁目38番地

監査委員**福岡県監査委員告示第3号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年9月20日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	行 正 晴 實
同	岩 崎 勇
同	長 裕 海

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
柴田 翔吾	福岡県福岡市中央区薬院二丁目3番15-1105号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和元年9月20日から令和2年3月31日まで

海区漁業調整委員会**福岡県有明海区漁業調整委員会指示第107号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるアサリ資源の保護及び乱獲を防止するため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和元年9月20日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫

1 採捕の制限（じょれん及びふるいの目合の制限）

- アサリを採捕するじょれんの縦目の目合は、内のり1.2センチメートル（3分9厘）以下のものを使用してはならない。
- アサリを選別するふるいの縦目の目合は、内のり1.2センチメートル（3分9厘）以下のものを使用してはならない。

2 指示の適用海域

福岡県有明海区海面

3 指示の有効期間

令和元年10月1日から令和4年9月30日まで

雑 報**福岡県道路公社公告第1号**

福岡前原有料道路に係る料金を徴収する公告の一部を改正する公告を次のように定める。

令和元年9月20日

福岡県道路公社 理事長 小路 智

福岡前原有料道路に係る料金を徴収する公告の一部を改正する公告

福岡前原有料道路に係る料金を徴収する公告（平成26年3月福岡県道路公社公告第3号）の一部を次のように改める。

1 一の表を次のように改める。

車種区分	料 金	
普通車	福重～周船寺	150円
	福岡西料金所～今宿	100円
	周船寺～東	220円
中型車	福重～周船寺	150円
	福岡西料金所～今宿	100円
	周船寺～東	220円
大型車	福重～周船寺	260円
	福岡西料金所～今宿	150円
	周船寺～東	320円

特大車	福重～周船寺	410円
	福岡西料金所～今宿	310円
	周船寺～東	570円
軽自動車等	福重～周船寺	100円
	福岡西料金所～今宿	100円
	周船寺～東	160円

附 則

この公告は、令和元年10月1日から施行する。